

農業者年金受給者の「現況届」について

農業者年金を受給されている方が、引き続き年金を受給するためには、毎年6月末日までに「農業者年金受給者現況届」を必ず提出しなければなりません。

現況届の用紙は、農業者年金基金から5月末日頃に直接受給者へ郵送されます。

提出が遅れると年金の支給が差し止められますので、提出期限までに農業委員会事務局まで提出してください。

○年金裁定後及び支給停止後1年以内の場合

提出の対象となっていないため、農業者年金基金から現況届の郵送がありません。

○経営移譲年金受給者が初めて現況届を出す場合

現況届のほかに、農業委員会事務局から届く確認書の提出が必要となります。

○住所の変更があった場合

住所を変更された方は、別途「住所変更届」が必要となります。

⇒お近くの農業協同組合で手続きをお願いします。

○受給者が亡くなっている場合

現況届の提出は不要となりますが、「死亡届」等の提出をされていない場合には、早めに提出を行ってください。

⇒お近くの農業協同組合で手続きをお願いします。

○「現況届」用紙をなくした場合

予備の用紙(手書き用現況届)が農業委員会事務局にありますので、御連絡ください。

【お問い合わせ】農業委員会事務局 ☎22-7534

平成22年農作業労働賃金標準額

※消費税額を含む 単位:円

【請負労働作業】(整理田10アールあたり)

作業名	標準額	備考
育 苗	670	1箱あたり 個人育苗硬化まで
耕 起	5,800	ロータリー耕
畔 め り	50	1メートルあたり
代 か き	6,700	
田 植	6,500	
防 除	900	薬剤費別
バインダー	7,500	ひも込み
脱 穀	7,500	ハーベスター
コンバイン	28,000	ワラ結束の場合 2,000円増し
コンバインの内訳		
刈り取り	17,000	倒伏の場合は 話し合いによる
乾 燥	8,000	
運 搬	3,000	
もみ摺	300	30キログラムあたり 運搬を除く
畑作業 耕 起	5,600	ロータリー耕
果樹園 薬 剤 散 布	2,500	スピードスプレー 薬剤費別

◎この標準額は、市内の農作業労働賃金の適正化をはかるために定めるものでありますから、頼む人も頼まれる人もこの趣旨を理解し、ご協力をいただきますようお願いいたします。

農作業労働賃金標準額が決定しました

農地 Q&A



農地法改正で農地転用はどう変わったの?

昨年12月に改正農地法が施行された
とのことでしたが、農地転用について
は6月から運用が変わると聞きました。
具体的にはどのように変わるのでしょ
うか?

改正農地法は平成21年12月15日に施
行されましたが、農地の転用に関する

省令は半年間の経過期間が設けられ、今年6月1日か
ら施行されます。改正内容としては、食料を安定供給するための重要な生
産基盤である農地の確保を図る観点から規制が強化されています。具体的
には左のとおりです。

I 農地の集団性基準の厳格化

原則的に転用が認められない集団的農地(第1種農地)の集団性基準
が「おおむね20ヘクタール」から「おおむね10ヘクタール」へと小さい面
積に変更されました。このため「おおむね10ヘクタール以上の規模の集
团的農地」の区域内にある農地は原則的に転用が認められないことと
なります。

II “原則として転用が認められる農地(第3種農地)”の基準の厳格化

これまで①水管、下水管またはガス管が埋設している道路(幅員4メ
ートル以上)の沿道の区域であり、②おおむね500メートル以内に2つ
以上の教育・医療等の公共施設等が所在している農地であれば、第3種
農地に該当することとされていましたが、①について水管、下水管また
はガス管のうち2種類以上が埋設されていることと変更されました。
このほか、これまで手続不要とされていた国や県、市による学校・病院・
庁舎等への公共転用が協議制・許可制となるなどの厳格化が図られてい
ます。

これらの変更により、それまで転用が認められていた農地でも6月以
降は転用が認められなくなる可能性もありますのでご留意願います。

なお、新たな転用規制は6月1日以降の申請に適用され、5月までの申
請については改正前の基準により取り扱われます。

【お問い合わせ】

農業委員会事務局農地調整係(TEL22-7578)